

「領地管理令」研究への一視角

—— 18世紀初頭チェルカッスキイ公領の場合 ——

土 肥 恒 之

(一)

後期封建制ロシアの村落生活、とりわけその社会と経済の在り方をあきらかにする根本史料としての、いわゆる「領地管理令」——おもに大都市に居住する封建領主が在地の領地管理人フリカスチクに与えた指令 Инструкция, 訓令 Наказ の総称——については、よく知られている。かつてН. Л. ルビンシュテインは、18世紀後半のロシア農業の分析をすすめる過程で、この管理令の内容にあらわれた時期的異同に着目した。⁽¹⁾即ち、18世紀前半の管理令がその圧倒的注意を領地管理人の行政＝警察的義務に払っているとしたなら、その後半には領主の農業経営にたいする関心のたかまりの結果として、農業技術に関する内容（新しい作物の栽培、土壌改良手段、等）を持つものが現われる、と指摘した。また最近、В. А. アレクサンドロフは、ソヴェト史学においてははじめての、この時期に関する本格的な村落共同体（ミール）研究のなかで、歴大な未刊史料である「ミールの決議録」（мирские приговоры）とともに、この管理令を縦横(2)に駆使し、村落共同体の具体的な姿（その両面的性格）を浮き彫りにしている。アレクサンドロフは、そこで18世紀からの管理令の出現とその解釈についての従来の支配的な見解（К. В. シヴコフ, П. К. アレフィレンコ, Е. И. インドーヴァ）をしりぞけ、おおよそ次のように述べている。

封建領主と彼らの権力下の農民との相互関係において、17世紀と18世紀の間

(1) Н. Л. Рубинштейн, Сельское хозяйство России во второй половине XVIIIв. М., 1957. стр. 133-144.

(2) В. А. Александров, Сельская община в России(XVII-начало XIXв.) М., 1976.

にはとくに原則的差異はみられない。17世紀にも領地管理令は存在したのである。しかしながら、17世紀における所領経営＝管理の在り方は、かつて A. A. ノヴォセリスキイが指摘した如く、より多く「領地管理人の直接的なホローブ的勘(чутьё)に頼っていた」のであり、したがってそこに現われた管理令には、のちのような整った形式(章や項目への区分)がみられず、そうした規則化への志向もなかった。また、それは所領の全生活、行政と経営の全側面を包摂したものでもなかったのである。それに比較して、18世紀からの管理令には、領主に特権賦与された土地と農民に対する支配権を完全に我がものとし、規則化しようとする志向が、明確に反映されている。そこでは、農業経営＝管理に関する整った形式を備えた全般的な諸規定・配慮のほか、例えば、領民の福祉、道徳あるいは啓蒙についてさえ述べられたのである。⁽³⁾

以下で私は、18世紀初頭の一世俗領主の領地管理令——Наказ кн. А. М. Черкасского приказчику сел Маркова (Московского уезда) 「マルコヴォ村(モスクワ郷)の領地管理人への A. M. チェルカッスキイ公の訓令」(1719年1月1日付)⁽⁴⁾——を、とりわけその農民監視に関する諸条項を中心に据えて検討するわけだが、その関心は、いま簡単に触れたようなソヴェトの研究者による諸見解とその微妙な食い違いを検討し、領地管理令自体の社会経済史的段階のより細かな画定をおこなう、ということにあるのではない。この小論の狙いは、18世紀初頭というロシア社会の激動期における農民の動向を直接間接に反映した具体的一史料として、この管理令の内容を読みとっていくことと同時にこの史料の背後にある社会の構造的特質について、なにがしかの手掛りを得ることにある。

(3) Там же, стр. 49-50, 112. А. А. Новосельский, Вotchинник и его хозяйство в XVIII в. М.-Л., 1929, стр. 65-66. ノヴォセリスキイによれば、ピョートルの改革こそ「Наказ の精神を根本において変えた学校」であった(Там же, стр. 70)。

(4) И. Ф. Петровская. Наказы вотчинным приказчикам первой четверти XVIII в. «Исторический архив». т. VIII 1953 (№. 4, стр. 241-268) .

(二)

チェルカッスキイ家は、北カフカーズのカバルダの公の出身であり、16世紀後半にルーシの地へ入って以来19世紀に至るまで一貫してロシアの支配階級の最上層部に位置した、いわゆる名門貴族（*боярская аристократия*）であった。⁽⁵⁾ Я. Е. ヴォダルスキイの人口史研究は、⁽⁶⁾ 間接的ながらチェルカッスキイ公家の政府内での地位を明らかにしている。即ち、17世紀を通じて政府の最高決定機関であった貴族会議（*боярская дума*）の主要な構成員（*бояре* と *околичные* の官）は、108家（延べ369名）にのぼるが、ヴォダルスキイは更にこれら有力な家を次のように三つに分けた。即ち、

- ① 17世紀のみならず、15—16世紀においても会議の構成員をあわせて2名以上輩出した家（40家、延べ175名）。
- ② 17世紀にのみ2名以上の会議構成員を輩出した家（33家、延べ162名）。
- ③ 17世紀にのみ会議の構成員を輩出したが、その数が1名であった家（35家）。

こうして、①②の合計73家（延べ337名）こそが政府の首脳部を構成したのである、と。⁽⁷⁾ 以上の区分に従う時、チェルカッスキイ家の占めた位置は明瞭である。即ち①のグループに所属した公家は、そのなかでも延べ7名の会議貴族構成員を輩出した、まさに指折りの家柄であったといえよう。⁽⁸⁾

こうした政治支配層の上層部が同時に土地貴族階級（*земельная аристократия*）の頂点にいたことは容易に想像のつくところである。1696年の時点

(5) СИЭ. т.15. М., 1974, стр. 841-842.

(6) Я. Е. Водарский. Правящая группа светских феодалов в России в XVIIв. «Дворянство и крепостной строй России XVI-XVIIIвв.» сб. ст. М., 1975. его же. Население России в конце XVII-начале XVIII века. М., 1977 стр. 60-78 等の最近の研究参照。

(7) Я. Е. Водарский, Правящая группа, стр. 66-77. この時期の貴族会議については、В. О. Ключевский, Боярская Дума Древней Руси. 4-ое изд. М., 1909, стр. 388-452. 参照。

(8) Я. Е. Водарский, Указ. соч. стр. 76-77. 最高はゴリツィン家の12名、続いてサルトウイコフ家（11名）、シェレメチェフ家（10名）など。

で、こうした人々の所有従属民世帯数をみていくと、M. Я. チェルカッスキイ (9083世帯) がその筆頭にあり、Л. К. ナルイシキン (7618世帯)、Я. Н. オドエフスキイ (2185世帯)、А. С. シェイン (1889世帯) がそれに続いた。⁽⁹⁾ こうして「貴族会議の構成員への任命、これらと関連した重要ポストの受領、及びツァーリへの近さが土地（したがって農民——引用者）の獲得を容易にしたことは確か⁽¹⁰⁾」であった。チェルカッスキイ家のこうした群を抜いた富の所有も、政府内における卓越した地位——17世紀においては、一度ならず政府首脳としてあつた⁽¹¹⁾——に由来することは、容易に想像できる。

さて、18世紀前半におけるチェルカッスキイ家の相続人たるアレクセイ・ミハイロヴィチ (1680—1742) の勤務歴は、以上のことを裏書きしている。即ち、1702年、トボリスクの軍司令官^{ブオエツオグ}であつた父 M. Я. チェルカッスキイ (?-1712) の補佐官を皮切りに、彼は、1714年にはペテルブルグの都市建設委員会の委員に任ぜられ、1715—19年には新首都ペテルブルグの行政長官 (ober-комиссар) を勤めた。更に1719—24年にはシベリア県知事 (губернатор) の要職にあり、1726年から元老院議員及び枢密院顧問の地位にあつたのである。⁽¹²⁾ こうした文字通り政府高官としてのアレクセイ・ミハイロヴィチが、同時に龐大な土地と農民を擁する大封建領主であつたことも改めて指摘するまでもないであろう。⁽¹³⁾

(9) Там же, стр. 85-104. R. Херри — 貴族会議構成員全体が、平均480世帯 (1670年代末) を所有するモスクワ国家の „the upper upper-service class” である、と指摘した。R. Hellie, *Enserfment and Military Change in Muscovy*. Chicago., 1971. pp. 22-23.

(10) Я. Е. Водарский, *Правящая группа*, стр. 75.

(11) СИЭ, т. 15, стр. 841-842.

(12) Там же, стр. 842.

(13) 18世紀初頭には、全国25の郷にまたがり、6870世帯を数えた。この時期の彼の所領経営についての研究はないが、17世紀については、シチェペトフによる分析がある。К. Н. Щепетов, *Помещичье предпринимательство в XVIIв. «Русское государство в XVIIв.»* сб. ст. М., 1961. これによると Я. К. チェルカッスキイ公 (アレクセイの祖父) は、自己の所領からの父祖伝来の方法による収奪に満足せず、商品貨幣経済の発展の契機を敏感に捉えて、所領内の資源を積極的に活用する「新しいタイプの土地所有者」であつた。即ち、伝統的な穀物生産を継続する一方、他方では各地域の経済的特殊性に依じて、「企業経営」に乗り出したのである。豊かな森林資源と農民の賦役 (無償労働) を利用しての石灰 (ポタシ)

1719年1月1日付で、A. M. チェルカッスキイ公(おそらくその代理人)により、モスクワ郷マルコヴォ村の領地管理人へ与えられたこの訓令は、18世紀初頭の幾つかの残存の管理令⁽¹⁴⁾のなかでも、その内容の詳細なことと整った形式を備えている点で、ひとときは際立った存在である。またそれは、単にマルコヴォ村という、ひとつのたぶんに地域的経済的特殊性を帯びた村の経営＝管理に焦点を絞り、専らその目的のためにだけ書かれた、というのではなく、むしろ彼の他の所領への普及を前提として書かれていた点に注意する必要がある。⁽¹⁵⁾即ち、ここにはチェルカッスキイ公の所領経営の、いわば一般原則とでもいうべきものが述べられているのであり、そしてこの点にこそ、公の所領が、40年代、唯一の相続人であった娘の結婚により、全体としてシェレメチェフ家へ移ったのちも、この管理令が多少の変更を蒙りながらも、長期にわたって——おそらく1861年まで——利用に供されたことの最大の理由があったと思われる。⁽¹⁶⁾

生産はその代表的なものである。また彼の所領内のイワノヴォ村（スーズダリ郷）とパヴロヴォ村（ニジェゴロド郷）は、それぞれ亜麻織物と金属製品の生産に村全体が専業化し、その村の製品は全国の市場へ出回ったのである。こうしたチェルカッスキイ家の多角的な所領経営の相似形として、17世紀ではB. И. モロゾフの経営を、18世紀初めではA. Д. メンシヨフのそれを挙げる事が出来る。

Д. И. Петрикеев, Крупное крепостное хозяйство в XVIIIв. Л., 1967.
С. М. Троицкий, Хозяйство крупного сановника России в первой четверти XVIIIв. «Россия в периода реформа Петра I.», сб. ст. М., 1973参照。

(14) アレクサンドロフの前掲書には、附録として、50足らずの領地管理令(発行領主、年度、所領所在地、史料の所在)の一覧表がある(B. A. Александров, Указ. соч. стр. 319-322)が、18世紀第1・4半期に関するものは7つである。

(15) И. Ф. Петровская, Указ. соч. стр. 223.

(16) И. Ф. Петровская. Указ. соч. стр. 223. П. Б. Шелемевыхの1764年の領地管理令には、この1719年のチェルカッスキイ公のその「72項目が、全体として書き写され、しかも多くの部分が逐語的に書き写された」という。なおこのシェレメチェフ家のものは、К. Н. Щепетов, Крепостное право в вотчинах Шереметевых. М., 1947, стр. 269-285に所収されている(筆者未見)が、この管理令の内容については、アレクサンドロフが言及している。B. A. Александров. Указ. соч. 96-97. なおマルコヴォ村自体は、17世紀末の段階で約80世帯(人口300程度)の、とりたてて言うだけの特色のない中規模の村であった。И. Ф. Петровская. Указ. соч., стр. 222.

(三)

本節では、まずこの領地管理令（全十章 118 項目）の内容を、全体として——細かな点に立入らずに——概観したいと思う。

第一章は、新旧の領地管理人の所領の管理事務の引き継ぎに関する規定 8 項目から成っている（О росписке новому приказному с прежним.）。

新任の領地管理人は、まず裁判小屋（судная изба）で、所領のあらゆる文書、我が主人（チェルカッスキイ公）の指令を書写すること、そして村にある教会、その中のあらゆる道具類（イコン、祈禱書、法衣など）及び鐘、またその使用人や労務者の人数とその素姓、などについて調べ記載するよう義務づけられた。村にある主人の屋敷の老朽、破損についても同様であった。

次に、この村全体が担う賦課額（⁽¹⁷⁾ВЫТНОЕ ТЯГЛО）をウィチ当りの耕地・採草地・附属地とともに記録し、かつ再点検するように義務づけられた。また各世帯については、「その男女の名前とともに、その父とあだ名（прозвище）、そして年令を」、その農民の担う賦課額及び「いかなる文書により緊縛されているか」を記載し、また入村した者、カザークについても、緊縛の法的根拠を明らかにしておく必要があった。

村にある我が主人の諸々の施設（製粉所、工場）の位置とその数の確定及び年間の収益についての施策も管理人の管轄するところであり、一手扱い（откуп）に委ねられた場合には、それについて確認文書（порушная запись）を作成し、その人物の名前、その期間を記載すること、そして着任後ただちに、土地台帳（писцовая выпись）により所領の境界を厳しく検査し、印のない境界には印

(17) ウィチ（выть）とは、個々の農民経営に属する耕地面積及びそれに基づいて支払い、担う貢租・賦役額を意味する。例えば、17世紀半ばのある所領の農民世帯の多くは $\frac{1}{8}$ ウィチであった（Д. И. Петрикеев, Указ. соч. стр. 136）。この時期はまた、そうした制度の変化にあたっていた（А. Л. Шапиро, Переход от вытной к повенечной системе обложения крестьян владельческими повинностями. «ЕаиВЕ 1960г.», Киев., 1962 参照。）が、チェルカッスキイ公領では旧来の方法が採られていたのである。

をつけ、それを明確にし、かつ監視することが義務づけられた（6, 7）。

以上が、新任の領地管理人が早急に処理すべき仕事であり、これらに関して帳簿をすべて為し、「モスクワへ送り、その写しは、この村にすべて、固く綴じ合せて残す」べきことが義務づけられた。⁽¹⁸⁾

第二章は、村の建物、施設の保全とその補修に関する規定5項目である（О хранении и починке строения）。

村にある神の教会、我が主人の屋敷その他の建物、製粉所及び工場などは、老朽化し、補修が必要と認められる場合、それが小規模なものであれば、各々の会計の枠内で処理し、大がかりなものに関してのみ、その見積りを添えて、モスクワの指示を仰ぐべし、とされた。また、製粉所や工場が、一手扱いに委ねられているに拘らず、その使用者によって荒らされたり、破損されたりすることのないよう、その保全と監視を義務づけされたのである。⁽¹⁹⁾

第三章は、所領の農民にたいする、とりわけ政治的監視に関する規定34項目である（О смотреии над крестьяны）。だが、この章の内容についての検討が本稿の中心的課題であるため、全面的に次節に譲ることとする。⁽²⁰⁾

第四章は、農民に対する裁判、制裁及び彼らの相続に関する規定17項目である（О суде）。

農民にたいする裁判と制裁は、それが軽微な事件である限り領地管理人とミールの手で委ねられていたが、その執行にあたっては、「遅滞なく、欲得なく、法典により」「神の裁きであることを恐れて」「最もただしく為す」べきことが領地管理人に要求されたのである。「小さな罪にたいして大きな制裁を加えてはならず、大きな罪にたいして、賄路のため巧みを講じてはならず（не спораवлять）、ただしく為すべし」、と。

農民から提出される嘆願については、これを引き延すことなく受け付け、嘆願者をモスクワまで派遣してはならず、それについて指示を要求すべきこと、

(18) И. Ф. Петровская, Указ. соч. стр. 246-247.

(19) Там же, стр. 247-248.

(20) 本稿87-92頁参照。

また農民のこうした嘆願書は、帳簿に記載することが義務づけられた。⁽²¹⁾

また、この章では農民の死後の財産（動不動産の処理、相続人による分割）について、それぞれのケースに応じた細かな指示を与えている。⁽²²⁾

第五章は貢租の徴集に関する規定18項目である（О зборе податей）。

まず君主のすべての貢租をミールの決議でもって徴集すること、その任にあたるのは、農民の中から選ばれた貢租徴集人（сборник）であるが、彼はその貢租が、いかなる勅令によるものか、どの位の貢租が徴集されたかを、帳簿（зборные книги）に記載すること、そして、このことが滞納のないよう、正しく徴集の任にあたるべきで、領地管理人が、貢租徴収人と村の書記を監視する義務を負わされた。

我が主人（チェルカッスキイ公）の貨幣についても、「定め通り、これについての指示や派遣を待たずに徴集すべし」。そして、君主と我が主人への貢租のほかに、管理人や他の上役（начальник）、屋敷の支配人（правитель）などへ贈物を届けたりしてはならず、そのために農民から徴集してはならない、と釘をさした。

年度のはじめに、領地管理人は、その年度の収入と支出を記載する「2冊の白い帳簿」を作成すること、君主の貢租は定められただけ支払い、町で領収書（отпись）をとること、モスクワへの貨幣の送付にさいしては、護送のため、選抜農民、カザークを伴い、定められた期間内に送るべきこと、など詳しく規定された。

一手扱いにだされる予定の工場を放置してはならず、希望のものに与えること、確認文書を作成し、その貸与期間と貨幣支払を記すことは、既に指摘されているが、ここでは、その保証人には、富裕な人を探るべきことを規定した。

(21) 農民の嘆願書の内容は、圧倒的に貢租に関するものが多いが、彼らの最も日常的なレベルでの闘争であった。最近の文献として、Д. И. Раскин, Крестьянские чеобитные в крупной монастырской вотчине в первой четверти XVIIIв. «Проблемы феодальной России.» сб. ст. М., 1971 参照。

(22) И. Ф. Петровская, Указ. соч. стр. 255-257.

ミールの集会で、貢租を滞納している農民を明らかにし、帳簿に記したのち、その滞納金を、所領のすべての農民から徴集すべし、という連帯責任制の規定がなされると同時に、火事で焼き出されたり、盗みに入られたり、あるいは神の意志により馬や家畜が散りぢりになった、こうした零落農民、貧しくて耕作不能な農民の土地は、すべての農民が耕し、播種せねばならなかった。これは貧農が、より一層の貧困に陥ることを防ぐためもあるが、むしろ「土地を空地（в пусто）のまま放っておく」ことのないためであり、もし播種されていない土地が発見されるなら、その監視役であるウィチ頭と当の農民を、ミールの集会で制裁を加えるべきことを規定した。

その他、村長＝スタロスタ、貢租徴集人、カザークに対する免租規定、新しく開拓された耕地にたいしての軽い貢租規定、などがこの章の主な内容である。⁽²³⁾

第六章は、所領の境界、森林及びあらゆる附属地の監視に関する規定5項目である（О смотре меж и граней и лесов и всяких угодей）。

まず領地管理人は、毎年、村の若い農民5名とともに、所領の境界の確認を行い、前以ってそれに関する係争を防ぐことを義務づけられた。また、もし外部の人による我が所領内の森林、採草地の所有ということが明らかになったなら、文書で調べ、モスクワへ知らせること。更に、この村の養蜂用などの森林（бортные и черные леса）について、管理人は、選ばれた山守り（лесовщики）とともに、山への立入りや採取を監視せねばならない。もし盗材が発生したなら、その者を捕え、モスクワの指示を仰ぐべきであり、自己の欲得や親密さのために見逃してはならないこと、等々が規定された。⁽²⁴⁾

第七章は、町に住む領地管理事務の担当者と在地の管理人との間の通信・連絡に関連する規定8項目である（О городской и вотчинной езде приказно, и о приезде в вотчну городских государвых людей за указными депами, и об отправлении в городех.）。

⁽²³⁾ Там же, стр. 257-260.

⁽²⁴⁾ Там же, стр. 260-262.

所領のあらゆる仕事のために、町に出向くさいには、管理人はスタロスタと村の書記を伴い、小さな仕事のためにはスタロスタと村の書記だけを、いずれもカザークの荷馬車で (на казачьих подводах) 派遣すること、町で用事もなくグズグズしてはならないこと、を規定した。管理人による境界の監視、貢租徴集人による諸貢租の徴集にも、それぞれカザークの荷馬車で、為すべきことを義務付けた (カザークの用心棒的役割)。

逆に町から来た人々については、大きなそして不必要な支出なく、もてなすべきこと、その支出について——人数、用件、滞在期間、購入物とその価格——帳簿に記載すること、また彼らが、いつまでも滞在することのないようすべきこと、などを注意した。また、ここで改めて、所領のあらゆる仕事についての嘆願書やスカースカは、町へ管理人の手によって——スタロスタや村の書記によってではなく——⁽²⁵⁾ 与えることを規定した。

第八章は、管理人同志の和合のすすめ、のほかに、所領のあらゆる事柄についての帳簿への記載とその方法について、そして村の管理人の仕事の枠を越える諸点についての規定10項目である (О согласии приказного своими приказными и о посылке в Москву указных и других дел и об отправе незамедленной по указом)。

まず、我が主人の領地管理人同志の和合 (согласие) をすすめたあとで、ミールからの嘆願者を、いかなる事柄であっても、モスクワに派遣してはならず、その嘆願書は管理人が受理し、送るべきことを、ここでも繰返し規定している。

次に、貢租の支払いなどのすべての事柄について大公の勅令を書写すること、あらゆる徴集した物品の月毎の一覧表 (месячные табели) をモスクワへ送付すべきこと、その際の署名、年月日、番号を記載することを、その違反に対しては罰金をもってのぞんだ。また、収支の帳簿は、年度の終りのミールの会議で、選抜農民とともに読みあげ、もし何かの争いがあるならば立証すべきこと、そしてこの帳簿は、スタロスタ、選抜農民とともに、カザークの荷馬車で

25) Там же, стр. 261-262.

即ち護衛で、モスクワへ送るべきことを規定した。

さて、この村の領地管理人は、次の諸点において屋敷の支配人の指示に文句なく服従すべき（безпроекословенное послушание）とされた。①. 所領間の農民の移動（住）。②. 土地と農民，あらゆる附属地の供与あるいは譲渡。③（結婚による）所領外への未亡人と娘の解放。④. 定め以上の貨幣，數物，森林を外部のものへ与えること。⑤. 訴訟での譲歩・屈服。⑥. 森林への立入り許可。⑦. 土地と農民の訴訟での取引。⑧. 土地の取引。以上の事柄は，村の領地管理人の権限を超えた問題とされ，それについての領主の決定には，既述の一般的規定に拘らず，従うべきものとされたのである。⁽²⁶⁾

第九章は，我が主人の直営地とその収穫に関する規定11項目である（О пашне, о сене, о хлебе государя нашего）。

まず，我が主人の直営地（десятинная пашня）を，農民にウイチに応じて配分し，耕作，播種，刈取りの仕事を為すべきことを義務づけた。そのさい，時機を逸さぬよう（не упустя времени），また農民の仕事のあとになることがないように（не после крестьянской пашни и севу и жатья）監視すること，採草地の場合もまったく同様で，時機をのがすことなく，農民の刈取りのまえに刈取るべきことも規定した。

畠から刈り取った穀物と干草は，それぞれ打穀小屋と納屋に運び入れ，穀物は打穀のまえに湿りがないよう入念に乾燥させること，だがその際，火災の危険を伴うから農民による監視当番をつけること，また穀倉と納屋は雨漏りなどがないよう，前以って修理すること，納められたすべての納屋，穀倉には，管理人が封印をなし，監視すべきこと，が規定された。

また，それらの支出について，その年に播種されたあらゆる穀物，収穫されたもの，について各々帳簿の作成を義務づけられたのである。⁽²⁷⁾

第十章は，領主直営の厩屋，鳥小屋，家畜小屋についての規定4項目である（О дворах конских и птичьих и скотных）。

(26) Там же, стр. 262-264.

(27) Там же, стр. 264-267.

所領内の飼育場(завод)で飼われている馬、家畜、鳥については、その成果(?)が少くないよう、しっかりと熱意をもって監視すべきことなどが規定されたが、とりわけ馬の飼育に大きな注意が払われた。⁽²⁸⁾

以上、全十章118項目に及ぶチェルカッスキイ公の領地管理令の内容を、第三章を除いて概観してきたわけだが、いまこれを内容の上から更に次の三点に要約・整理しておこう。

第一点は、村にある教会、領主の諸施設(屋敷、製粉所、工場、厩屋など)の保全とその運営についての規定である。即ち、建物の補修や、破壊からの防止、そしてそれらの設備から出来るだけ多額の収益をあげることへの努力が、領地管理人には要請されたのである。また領主直営地の管理と経営、及び所領の境界や森林の監視についての規定も、これに含めることが出来るであろう。

第二点は、村の農民からの諸貢租(大公及び我が主人に支払う)の徴集とその取扱い・送付にさいしての細かな注意義務に関する規定である。農民から徴集された諸々の貢租は、すべて多寡に拘らず帳簿に記載され、モスクワの館(そこの管理人)へ報告されなければならなかった。年度末には収支台帳をもって、会計監査のため領地管理人と村役人層はモスクワまで出向かねばならなかったのである。また単に農民から徴集された貢租の取扱いにたいしてだけ厳密さが要求されたのではなく、領地管理人の経営管理活動のさいの諸経費についても、まったく同様であった。

第三点は、村の農民の社会的諸行為にたいする監視についての規定である。ここでは、その中心である第三章は除いたが(次節)、農民の裁判と制裁にかんする規定、また繰返し強調された嘆願状の取扱い規定などがこれである。そして、ルビンシュテインが述べた如く、18世紀前半の領地管理令の本質的特徴が農民に対する警察的監視にあったとするなら、そのことは何よりも、この領地管理令が全118項目のほぼ3割を、この監視条項一章にさいしていることから、

(28) Там же, стр. 267-268.

おおよそ判断できるのである。以下この点に絞って詳しく検討していくことにしよう。

（四）

チェルカッスキイ公の領地管理令第三章（農民の監視について）は、村の教会の保全とそこの住人の監視規定で始っている。まず、教会の聖職者に対して理由なき侮辱や貢租を禁ずるとともに、特に教会の召使（церковники）に対してより多く監視の眼が向けられた。即ち、彼らが無断で採用してはならないこと、彼らによる教会の道具類の盗みに対して注意を向けること、更に、彼らのもとに盗人（воровские люди）——逃亡中の兵士や農民を含む——が逗留することのないよう、眼を光らせること、などを義務づけたのである。第一章でも、村の教会の建物の保全、その補修と盗みに対して注意が向けられていたが、ここでは更に、そこに住み、ときとして村の治安を乱しかねない召使が、管理人の監視の対象とされたのである（1, 2, 3, 4）。

次に、領地管理人を補佐するとともに、村の「自治」の要となる、村役人の選出の規定が続く。まず村の首長として、村長（староста）、次いで貢租徴集人（сборники）、村の書記（земские дьяки）が、「ミールの同意をもって」⁽²⁹⁾選任された。また他の事柄のために、「善良なる人々」が指示された数だけ選ばれた。即ち、貢租のむやみな徴集や支出を摘発するための役人（счетчики?）を、善良かつ「酔っぱらいでない」人々から選ぶこと、ウィチ頭（вытчики）、十人組長（десякие）を、同じく「善良な人々」から選ぶこと、を義務づけられた。前者の役割が、村の経済生活についての監視にあったとするなら、後者は、治安と秩序の維持をその主要な任務としていた⁽³⁰⁾のである。そして急いで

(29) 他の所領では、старостаの代わりに、бурмистр, старшинаが、また сборникиの代わりに окладникиが、用語として使われたが内容に大きな違いはないと思われる。В. А. Александров, Указ. соч. гл. II 参照。

(30) 村の全生活を純粹に警察的規制下においたことで有名な А. П. Вольинскийの管理令によると、各十人組長は、毎朝夕、彼に委ねられた10世帯を巡回し、住居の保全、外部のもの出入りをチェックした。また何人も、彼の許可なくして村から出ることは出来なかった。Там же, стр. 55-56.

付け加えねばならないことは、領地管理人が、こうした村役人の選出に干渉することは厳しく禁止されたことである。彼らはただ、こうした人々が、真に「無欲で、プラウダに仕えるか、農民に貢租や侮辱をなさないか」を監視する義務を負ったのであり、具体的な人選にまで干渉することは慎まれたのである（5, 6, 7, 8）。

さて、この第三章の監視条項のなかで中心的位置を占めるのが、外部のものが所領内へ立入ること、及び村の住民の外出（含逃亡）についての規定であり、これには13項目があげられている（9～21）。

まず、第9項では次のように述べられる。「領地管理人は、スタロスタ、ウイチ頭、十人組長、あるいはすべての農民及びカザークに、彼らが盗人、逃亡リュジイ及び農民、兵士、竜騎兵、あらゆる外来の人々を留め置かぬよう、また盗人の集団が、塩、タバコ、酒の販売、禁止された森林の伐採、また君主の勅令により禁止されている他のいかなる事柄をも、いかなる場所でも決して為さぬよう、勅令を公けにし、監視すべし」。

のちに検討するように、こうした規定は、18世紀初頭の領地管理令のなかに、ほとんど例外なく盛り込まれており、この種の問題の常態化とその取締りの緊急性をうかがわせるのだが、続く第10項では、更にこうした逃亡民及び禁止された行為をなしたものを捕え、町の裁判所へ引き渡すことを、第11項では、これを放置する領地管理人は、管理人自らが町の拷問（градское истязание）へ引き渡される、と規定して、違法行為の取締りの徹底化を図ったのである。

さて、14, 15, 16, 17の4項目は、逆に村からの農民の逃亡に関する規定である。

まず、この村から農民が逃亡する、という事態が発生したならば、まずこの件について二週間以内に請願書（явочная челобитная）を書くことと共に、次のような事後処理を指示された。即ち逃亡後、農民が残していったものに関して、まず「家畜、打穀済みの穀物は、記録したのち、村で所持すべき」こと、「播種されている穀物は、刈り取り、打穀して、記録したのち、スタロスタに穀倉で所持する」よう命ずること、家畜飼料及び干草も同様にすべきこと、で

ある。家屋の類（дворовое и хоромное строение）は、新しいもの老朽したものすべてを記録したのち、ウィチ頭、十人組長、そして善良な農民に与えること、そして彼らの残したチャグロ地は、このチャグロが空っぽにならぬよう、ミールへ引き渡すこと、を指示した。こうして、とりあえず逃亡の跡始末がなされたのである。

領地管理人の、逃亡に際しての役割は、以上で終るわけではもちろんない。彼らは、逃亡民についての噂（流言）を「努めてしっかりと」聞き知ること（проведывание）を要請されたのみならず、逃亡民を捕え、そして町の裁判所へ連行し、緊縛文書、訊問調書、請願書などを基礎にして、⁽³¹⁾ すみやかな引き渡しを願い出ねばならなかった。

こうして逃亡から連れ戻された農民にたいして、管理人は「旧来通り、チャグロ地へ命じ、彼らの家財をすべて全体として、何らの損失もなく返還すべき」よう取扱ったのであるが、しかしながら、二度目の逃亡にたいしては、町から引き渡されたのち、体罰を加えるよう規定された。

さて、いったん逃亡した農民が、その後自らの意志で、引き返してくる場合もあった。そうした農民については、まず町へ連行し、彼らの引き渡しがすみやかになされるよう指示された。そして、彼らには「建物、家屋、家財を、全体として与え」るべきこと、もし1年以上の逃亡であったなら、「我が主人の貢租の1年間の免除」を与えるべきことが規定された。逃亡が1年以下の場合には、体罰を免じ、もし手持ちの穀物がない場合、2チェトヴェルチのライ麦が与えられた。以上のような逃亡についての詳細な規定と送還された逃亡農民に対する寛大な取扱いは、いわば表裏をなしているのであって、後述の如き逃亡の多発性を媒介として考えねばなら⁽³²⁾ない。

この逃亡規定と密接に絡みあっているのが出稼ぎ規定である。商業・営業

(31) 裁判記録史料の性格に関しては、Н. А. Бакланова, Дела о сыске беглых крестьян и холопов как источник для истории тяглого сельского населения в Поволжье во второй половине XVIIв. «Проблемы исторического изучения» т. XI, 1963. 参照。

(32) 本稿96頁以下参照。

(торговые промыслы) のための農民の離村に関して、この管理令は、その期間を半年か1年に限定し、それ以上を禁止するとともに、旅券 (кормежное письмо) の携行を義務づけた。それには、「いかなる промысел のため、どこへ、どの位の期間」出掛けるかが、その人物の名前とともに書き込まれたのである。⁽³³⁾ 出稼ぎ農民は、期間内に帰村することはもちろん——期間を過ぎても帰らないものは、即ち逃亡農民であり、然るべき措置がとられた——、帰村ののち、すべての貢租を滞納なく支払うべきことが規定された。前後するが、村で採用する一時的な労務者についても、第12項で、彼らが旅券をもつ近隣の領主のリュジイ及び農民であるべきことが規定された。そうした、いわば保証付きの人間であれば、この村でもなんらの盗みも為さないであろうからである。むしろ、彼らをその休暇 (отпуск) 期間以上留め置いてはならず、期限が切れたら、ただちに送り帰すべきことも忘れず規定されたのである。⁽³⁴⁾

さて、村の農民の結婚についても、キメ細かな指示が与えられている。まず村の未亡人と娘を他の所領や町へ嫁がせることを禁止し——既述の如く、それは領主の専断事項であった——、また、外来の農民 (例えば出稼ぎ農民) に、村の娘を嫁がせてはならないこと、逆に旅券を持った外来の未亡人と娘と、我が主人の農民との結婚をかたく禁止したのである。更に、兵役にある兵士の死亡についての正しい調査もなく、その兵士の妻と所領の農民を結婚させること

(33) 旅券制度の正式な発足は、1719-26年にまたがる (1719. 10, 旅券なしに留守することの禁止。1724. 6遠近の区別と最大期限—3年間—の設定。1726, 印刷旅券のみの有効性の規定) が17世紀後半から私的なかたちでの旅券の発行 (паспорт, плакат, покормежное письмо など) がなされていたのである。С. И. Сакович, Памяти кормежные, наемные и жилые крестьянотходников конца XVIIв. «АЕ за 1962г.» М., 1963, Б. Н. Казанцев Законодательство русского царизма по регулированию крестьянского отхода в XVII-XIXвв. «Воп. Ист.» 1970, № 6.

(34) 出稼ぎについての領主間協定であるが、その実態はまた別の問題である。なお, Е. И. Заозерская, Бегство и отход крестьян в первой половине XVIIIв. «К вопросу о первоначальном накоплении в России (XVII-XVIIIвв).» сб, ст. М 1958. 参照。

も禁じた。⁽³⁵⁾

以上が領地管理人及び村の役人層に課せられた、農民のいわば社会的行為にたいする監視義務であったが、次に農民の経済的諸行為にたいする監視規定をみておこう。まず農民、とりわけ富裕な農民が領主の諸施設を一手扱い（откуп）あるいは請負（подряд）する場合、その保証人を外部からとること、次に村民が、ボブィリ（бобыль）身分としてあることが禁止された。⁽³⁶⁾即ちすべて村民は農民としてあるべきで、新たにボブィリとして登用してはならぬことを規定したのである。

チャグロの配分（переверка）に関しては、「ミールの決議」に従うべきであるとされ、その内部に立入ることは慎重に禁止されていたが、⁽³⁷⁾但し、貧しいものがチャグロを棄てる（отяхчены）ことのないよう配慮すべきこと、そして配分は、1年及び2年に（1度）為すべきよう、規定された。もっとも、それも大枠を規定したにとどまり、直接介入するようなことではなかったと思われる。⁽³⁸⁾重要なのは、家の分割（особые двory）の禁止規定である。その結果としての、農民経済の衰弱を恐れたからであろう。

その他、第三章では、村の農民の大酒飲み、喧嘩、乱暴などの監視と、それ

(35) 徴兵制（рекрутчина）は、1705年にロシア正規軍の兵士補充制度として、全担税民に課せられた重い（生涯勤務）負担であった。1724年までは、20世帯から1人（1708年まで15—20才、1726年まで20—30才）が徴されたが、実際の徴募方法は、村のなかにある貧富の差をそのまま反映したものであった。B. A. Александров, Указ. соч. гл. V. 参照。

(36) 16世紀後半から17世紀にかけて、大量現象としてあらわれた、この従属民カテゴリーについては不明な点が多いが、彼らが土地を持たず、国家へ租税を納めず、領主に対してのみ特別のボブィリ・オブロク（普通、農民の半額といわれる）を納めた、過渡的なカテゴリーで、17世紀末からは全ての点で農民と同一に扱われた。A. Л. Шапиро, Эволюция бобыльства в XVI—XVII вв. «Ист. СССР», 1960 №3 参照。

(37) 土地割替については、Л. Н. Вдовина, Земельные переделы в крестьянской общине в 20—50е годы XVIII в. «Ист. СССР.» 1973, №4, B. A. Александров, Указ. соч. гл. IV など、研究が再開された。

(38) 農奴制下の家族制度については、それが家父長制的大家族制度であった、という一般的規定にとどまっていたが、最近バクラノワによって、この分野に分析が加えられた。E. H. Бакланова, Крестьянский двор и община на Русском Севере. конец XVII—начало XVIII в. М., 1976.

らの生じた場合の制裁の規定(27)、村のカザークが、喧嘩、乱暴をひきおこさず、おとなしく暮らし、農民との間になんらの怨恨(озлобление)のなきよう眼を配ること(28)、その他幾つかの領地管理人自身に関する事柄——農民を私用に使うことの禁止、農民との貨幣・穀物の貸借の禁止など、管理人と農民の利害の引き離しを狙ったと思われる諸規定(30, 31, 32)——が規定されたのである。

こうして、チェルカッスキイ公の領地管理令第三章(全32項)は、領地管理人に対して、農民の諸々の行為に対する監視を細大漏らさず詳細に義務づけたのであるが、大雑把にいて、そこに次のような特徴を指摘することが出来るであろう。即ち、農民の経済的(及び対内的)諸行為に対して、管理令はその守られるべき大枠を設定するにとどまり、細かな点は「ミール」の自治に委ねられ、そこに領地管理人が口喧しい干渉を加えることは、むしろ慎まれたことであり、逆に、農民の社会的(及び対外的)諸行為に対しては、厳しくキメ細かな規制が設けられたことである。外部の人の逗留、村民の逃亡と出稼ぎ、そして結婚に対して多くの項目がさかれ、しかも微細にわたる規定がなされたことは、社会的(及び対外的)な厳しい規制こそこの章の狙いであったことを物語るものといえよう。

既に指摘したように、18世紀初頭のチェルカッスキイ公の領地管理令は、所領の全生活を包摂した内容を備えており、したがって彼の所領経営＝管理のいわば一般原則としての性格を持つものであった。したがって以上のような農民の社会的・対外的監視に偏した条項の在り方は、一般原則としてのその性格を、形式的には大きく逸脱するものであったが、より重要なことは、農民の行為に対して日常的監視を怠ることを許さないような、村を取りまく社会情勢の激しい動きが、この極めて整然とした領地管理令のなかにも明瞭に反映されざるを得なかったことである。しかも、この点においてチェルカッスキイ公領のそれが例外的であったということではもちろんないのである。以下この点に絞って、他の幾つかの18世紀初頭の領地管理令を取り上げてみよう。

まず同じくペトロフスカヤ女史によって紹介された Б. П. Шелемчев

による1712年付の領地管理令（ロフトフ郷ヴォンチャジニヴォ村⁽³⁹⁾）を検討しよう。この管理令は、領地管理人——ここでは端的に監督官（надзиратель）と呼ばれている——と村長（староста）の両者に宛てられている点がまず注目されるが、冒頭では、この村の農民とボブィリが、あらゆる事柄の裁判と制裁において、オブロク貨幣ほかのあらゆる徴集において、この年に新たに選任された監督官と村長に従うべきことが述べられる。そして彼らは、その執行に際しては「賄路によってではなく、法でもって」あたることと戒めたのち、「農民をしっかりと監視するように、この領地で窃盗がなく、逃亡の兵士やリュジイや農民を決して採用してはならない」と規定した。

1718年5月18日付の Д. И. Шеперьюфの領地管理令（ミハイロフスク郷のグリンキ村宛て⁽⁴⁰⁾）には、この点についてもう一步踏みこんだ規定がみられる。

まず、大公の勅令により、この村から竜騎兵、兵士、水兵、徴募兵に引き渡すに際しては、自己の所領の農民とリュジイを引き渡すべきで、外来の、及び他人の農民やリュジイ、一時雇傭者（наемщики）をそうしてはならないことまた逆に、この村では逃亡中の竜騎兵、兵士、水兵、徴募兵や他の禁止された（заповедные）リュジイや他人の農民やリュジイを、農民として、あるいは人夫（деловые люди）として決して採用してはならないこと、を規定した。続けて、この村からの農民の逃亡については、逃亡後3—7日に請願書を書くよう指示されたのである。

この領地管理令は、更に農民の祈りにもあからさまに介入した。即ち、この村の農民、彼らの妻、年頃の子供たちが日曜日ごとに、主の祝祭日に、祈りのため神の教会へ行くこと、聖なる大斎戒期には毎年告解すること、を監視する義務を管理人に負わせたのである。そして分離派のような異端（еретичество）、魔法（волшебство）や妖術（чародейство）の道に入るような人々を捕え、強い監視のもとに然るべき所へ護送すべきことを規定した。⁽⁴¹⁾

(39) И. Ф. Петровская, Указ. соч. 226-230.

(40) Там же, стр. 231-241.

(41) Там же, стр. 238-239.

以上2つの領地管理令は、まだチェルカッスキイ公のそれにみられたような整備された形式（章や項目への区分）を欠いていたが、それ故かえって監視（＝村の秩序の維持）の具体的局面を窺わせて興味深い。

ロシアの北部においても事情はまったく同じであったことを示しているのが、当時の大商人ストロガノフ家がソリカムスク郷の所領（ロジェストヴェンスコエ村）の2人の領地管理人へ宛てた指令である。⁽⁴²⁾

この管理令は、章こそ設けられていないが、全体で大小39項目からなる、よく整えられた形式の管理令のひとつであり、そしてじつに14項目（4～17）にわたる監視条項を確認できるのである。その主なものだけ拾いあげてみよう。まず第4項では、逃亡中の兵士、水兵、徴募兵、その他勤務から身を隠したものの（от службы кроющиеся）、浮浪人（гулящие люди）を、我が所領で留め置いてはならぬこと、我が所領の傍を支配下にあるリュジイが往来（в проезде или в пути）する場合、旅券（пашпорт）を要求して、その真偽を確かめること、不所持か、あるいは偽物（фальшивые）であるなら捕えて、町の裁判へ引き渡すこと、を規定した。

第5項では、我が所領で文書にないリュジイ（некрепостные люди）を持つてはならないこと、十人組長（десятские）、百人組長（сотские）を選び、すべての農民についてそのことを知るべきことを、第6項では、この村の農民がシベリアの諸都市や他の場所へ逃亡を企てないように、しかと監視すべきこと、旅券を持たないものを決して見逃してはならず、他所の労働へやってもならないこと、そして逃亡民の搜索・送還は自己の負担で（на вашем котами）一⁽⁴³⁾定期間内に我が所領へ連れ戻すべきこと、などを規定した。

(42) Н. В. Устюгов, Инструкция вотчинному приказчику первой четверти XVIIIв. «Истрический архив.» т. IV, М-Л., 1949, стр. 150-183.

この村は、1700年には3,418世帯を擁する大村であったが、Р村に管理人が住み、他の部落には彼らに従属する земская староста がいたのである。

(43) Там же, стр. 158-160. Усчюгофも指摘している如く、この背景には、17世紀後半を通じてのこの地方の人口の急激な増加（植民）があった。стр. 150-151。及び Н. В. Устюгов, Крестьянская колонизация южной части Соликамского уезда во второй половине XVIIIв. «Материалы по истории сельского хозяйства и крестьянства СССР.», сб. ст. том. V., М., 1962. 参照。

世俗領主による個々の所領の管理人へ宛てた指示・訓令とは別に、国家最大の封建領主であるツァーリもまた、全国に散在している自己の固有の所領（御料地）に向けて管理令を発した。1731年5月23日付のものは、⁽⁴⁴⁾内容によりかなり長文のものから、2、3行のものまで42項目にわたる規定であったが、ここでもやはり、かなりの比重が農民の監視におかれていた。即ち、第24項では盗人（вор и разбойник）の根絶が、第25項では、御料地経営の経済的機能を果す村長、貢租徴集人、居酒屋（целовальник）とは別に、農民の社会的行為にたいする監視のために、百人組長、五十人組長、十人組長の選出を義務づけた。そして、第26項は、逃亡リュジイと農民についての規定——世俗領主の逃亡農民を捜索して引き渡すこと、並びに逃亡した御料地農民の捜索・連れ戻しの義務づけ——⁽⁴⁵⁾であった。

以上の検討から既にあきらかなように、領地管理令は、18世紀初めに至り次第に整備された形式を獲得していったが、それと同時に、それはほぼ例外なく、農民の反社会的諸行為、とりわけ逃亡についての詳細な規定を含むことになった。そして封建領主の経済的基盤を掘り崩す、それ自体きわめて古くからの農民のプロテスト形態としての「逃亡」現象が、当時異常な規模にまで到達していたことにこそ、その真の理由があったことに、もはや多くの説明は不要であろう。最近のラズレノヴァ女史の分析によると、⁽⁴⁶⁾公式資料に依るだけでも、1719—27年には198,876名（男子）が、1727—41年には327,046名が逃

(44) С. И. Волков, Инструкция управителям дворцовых волостей 1731г. «Исторический архив», т. VI, 1951, стр. 156-198 (№2). なお17-18世紀の御料地については、既に А. И. Заозерский, Царская вотчина в XVIIIв. М., 1937, С. И. Волков, Крестьяне дворцовых владений Подмосковья в середине XVIIIв. (30-70е годы). М., 1959, Е. И. Индова, Дворцовое хозяйство в России. (первая половина XVIIIв.) М., 1964 の研究がある。

(45) С. И. Волков, Инструкция. стр. 187-189. その他、外部の農民の雇傭(4), 密造酒の製造・販売(28), スパイ(29), 信仰のうえでの退廃者(30), 等々についての規定がつづく。

(46) Н. В. Разоренова, Земледельческое хозяйство беглых крестьян в Среднем Поволжье в первой трети XVIIIв. «Вестник МУ.» серия VIII, 1975. №5, стр. 34.

亡中であつた。いずれも年平均20,000人以上にのぼり、登録人口の約5%に相当したのである。またヴォルコフによると、御料地では、1724—35年の10年余りに、住民数が402,361人から352,367人へと約50,000人（約12.4%）減少した。この間の出生者は死亡者をむしろ上回っており、合法的なかたちでの入村・離村もほぼ均衡していた。こうした状態にあつて、人口激減の主要な原因が約37,000人余にもものぼる農民の逃亡であつたのである。⁽⁴⁷⁾

こうしてロシアの封建領主階級を震撼せしめた、こうした大規模な農民の逃亡という事態が、結果として個々の領主による自己の所領の監視体制の強化を惹き起し、そのひとつの表現が領地管理令における、厳しく、そしてキメ細かな農民監視条項の成立にあつたのである。だが、個々の監視体制の強化には、おのずから限界があつたし、ツァーリ政府もこの問題に手を拱いていたわけでは決してなく、はやくから、この「階級的課題」の解決に積極的に取り組んできたのである。⁽⁴⁸⁾ 本稿ではこの点に関して詳しく立入るわけにいかず、問題の指摘にとどめざるを得ないが、18世紀前半だけに限っても、逃亡農民に関する政府の勅令は夥しい数にのぼつた（1700年代—6件、1710年代—10件、1720—25年—30件、1725—45年—84件⁽⁴⁹⁾）。しかも政府の逃亡農民対策は、こうした威嚇的な勅令の発布にとどまらなかつた。逃亡農民との闘いのためには、大都市駐屯の軍隊やカザーク軍が利用された。また逃亡民の最大の集積地には、政府はしばしば逃亡民を旧の居住地へ連れ戻すべく、特別の搜索隊さえ派遣したのであ

(47) С. И. Волков, Крестьяне дворцовых владений Подмосковья в середине XVIII в. М., 1959, стр. 20-21. 平均9.3%であつたが、個々の県では19%にも達した。

(48) ロシア農奴制の確立過程とは、むしろ、支配階級によるこうした逃亡への具体的対応であつた。17世紀後半についての代表的研究として、А. Г. Маньков, Развитие крепостного права в России во второй половине XVIII в. М.-Л., 1962 参照。

(49) Очерки истории СССР. период феодализма. первая четверть XVIII в. М., 1954, стр. 176. また、Н. Б. Голикова, Органы политического сыска и их развитие в XVII-XVIII вв. «Абсолютизм в России (XVII-XVIII вв.)». сб. ст. М., 1964 参照。

(50) 17世紀には、ニジェゴロド、アルザマス、アラトゥイリというヴォルガ河中流域地方がその中心地であつたが、世紀後半からのこれらの地方における農奴制的土地

(51)
る。

（五）

1727年、A. M. チェルカッスキイ公は元老院へ次のような請願書を提出した。「……過去数年間、〔我が所領の農民は〕逃亡して、いろいろな郷のこうした耕地に指示もなく勝手に移住した、そして彼〔チェルカッスキイ公〕の指示もなく、彼の名前で耕地を購入し、今もこの場所に住んでいる、一方、彼には何らの収入も支払わず、今もその農民と土地を彼は所有していない」。チェルカッスキイ公の逃亡農民の搜索の要請にこたえて、元老院が「審問委員会」を設置し、搜索活動に乗り出すのが、1732年のことであり、その委員会の長には、プレオブラジェンスク連隊近衛軍の陸軍中尉 И. В. ジノヴィエフが据えられた。こうして1732—3年にわたり、チェルカッスキイ公の逃亡農民の大がかりな搜索活動が実施に移され、結果として、公の16の所領からの逃亡農民男女合わせて11,467人が搜索され返還された。（次頁の表を参照）チェルカッスキイ公領の全農民の、じつに16%強を占めたのである。

このチェルカッスキイ公領からの逃亡農民については、既にその搜索史料に基づいた幾つかの研究がある。アレフィレンコは逃亡農民の出身村と逃亡先、逃亡期間などについて緻密な分析をおこなった。⁽⁵²⁾ またシチェペトフは、逃亡農

所有の波及に応じて、18世紀からは更に南東のシンビルスク、ペンザなどが最大の集積地となった。その他、ウラル、シベリアへ、あるいは国境を越えてポーランドへなど広汎な地域に及んだ。

(51) 注意を要するのは、政府の逃亡対策は、単に所領農民の逃亡にとどまるものではなかったことである。新しい兵制により徴募された兵士の逃亡、また新首都ペテルブルグの建設、運河の開鑿をはじめとする一連の土木労働のため全国から強制的に召集された農民・職人の逃亡、また盗賊と化し領主の館の襲撃を専らとしていた逃亡民の団、等々にも対応せねばならなかったのである。Л. Н. Семенова, Рабочие Петербурга в первой половине XVIIIв. Л., 1974, стр. 43-45, 201-206. В. Ю. Гессен, Нападения беглых крестьян на помещицы вотчины в 20-30х годах XVIIIв. «Воп. Ист.» 1954, №12.

(52) П. К. Арефиренко, Крестьянское движение и крестьянский вопрос в России в 30-50х годах XVIIIв. М., 1958, стр. 98-105.

民の経済状態について、更にボンダレフスカヤ、ラズレノヴァもこのチェルカ
 ッスキイ公領の逃亡農民に言及している。⁽⁵³⁾最後に私は、以上の豊かな成果に依
 りながら、当時の農民が執拗に追及した、またそれ故領主陣営がその対策に苦
 慮せねばならなかった、逃亡のもつ重要な一側面、即ち植民としての逃亡の問
 題に注意を向けておこう。

逃 亡 村	逃 亡 先		
	カザン県	ヴィロネシ県	合 計
ニジェゴロド県の所領から			
ヴォルスマ	3,033	911	3,944
パニノ	1,584	1,277	2,861
マレセヴォ	684	142	826
パヴロヴォ	497	207	704
オブラモヴォ	515	5	520
カドニツイ	263	—	263
小 計	6,576	2,542	9,118
モスクワ県の所領から			
カラチャヴォ	76	498	574
プルドウイ	73	451	524
セモインスコエ	368	7	375
ポリソグレブスコエ	31	152	183
ノワノヴォ	62	23	85
マルコヴォ	1	63	64
ワシリエフスコエ	52	6	58
ノヴォエ	1	—	1
ヴェシニヤコヴォ	7	1	8
小 計	671	1,201	1,872
カザン県のジャメロヴォ	364	113	477
合 計	7,611	3,856	11,467

П. К. Арефиренко, Крестьянское движение, стр. 99.

(53) К. Н. Щепетов, Беглые крестьяне князя А. М. Черкасского в первой половине XVIIIв. «Ист. СССР.», 1963, №.6, Т. П. Бондаревская, Беглые крестьяне Среднего Поволжья в середине XVIIIв. «Крестьянство и классовая борьба в феодальной России.», сб. ст. Л., 1967, Н. В. Разоренова, Указ. соч.

チェルカッスキイ公領の逃亡農民の基本的部分は、出鱈目にその目的地を設定したのではもとよりなく、明確にカザン県、ヴォロネン県のある地域を目指して逃亡したことに、まず注目しなければならない⁽⁵⁴⁾。その土地は、農民にとって「何らのオブロクも支払わず、誰にも所有されない」、即ち主人に対しての貢租負担と日常的抑圧から解放される土地と映ったのである。当時のカザン、ヴォロネンにおいては、人口の圧倒的比重を占めたのは国有地農民（черносошные, ясачные, однодворцы）であったこと、私領主の専横的支配から解放され国有地及び御料地への移行を求める闘争が当時の農民闘争の一形態であったこと⁽⁵⁵⁾、などを想起する時、農民の如上の目的地の設定は、なんら唐突なものではなかったと思われる。しかも、これらの地方では、ある特殊な農民グループが逃亡民の採用と彼らの定住を斡旋し、土地の獲得について配慮した、という。

逃亡民は、こうしてある未開の地（彼らの主人へ下賜された土地である場合も多かった）へ腰をおろし、もしその土地が早急の耕作には不適切であるとわかったなら、隣接の領主と土地の購入について交渉した。その購入の際、貨幣はミールの金庫から支払われたのだが、そうした事実自体、逃亡が、いわば村ぐるみでなされたことを示唆しているといえよう。⁽⁵⁶⁾

1694年、M. Я. チェルカッスキイ公へ封地として下賜されたヴォルホロムスク郷、ポイム河岸の「野生の地」は、当初はむろん区画整理もされていない、もちろん入植者もない状態であったが、程なく「この土地へ、多くの農民が彼のいろいろな所領から逃亡して、勝手に……住みついた」。1717年には、既にこの村は人口1,763名を擁する大村に膨れあがった。更に1733年には、1,263人の逃亡民が「到着した」。そのなかには、チェルカッスキイ公のいろいろな所

(54) К. Н. Щепетов, Беглые крестьяне. стр. 130.

(55) П. К. Арефиров, Указ. соч. стр. 215-216.

(56) Там же, стр. 143-150. 農民の自然発生的蜂起のうちあるグループは、この移行の「確固とした、そして明瞭に表現された要求」を持っていた。あわせて、彼らの наивный монархизм の問題も考慮されねばならない。

(57) К. Н. Щепетов, Указ. соч. стр. 130-131.

領からはもちろん、他領主の農民も含まれていたという。そしてここでは国有地農民のすべての村に存在していたような共同体制度(общинное устройство)⁽⁵⁸⁾がしかれたのである。

こうして、ポイム村の最初の開拓者は、チェルカッスキイ公領からの逃亡農民であったのであり、1750年代初め、村が新領主シェレメチェフの手元でしっかりと掌握されるまで、この村の逃亡農民は一時的にせよ、領主権から解放されたのである。⁽⁵⁹⁾

しかしながら、たとえ自己の他の所領へであろうと、その逃亡を容認することは、連鎖反应的に逃亡を招来しかねないことは云うまでもない。当時の貴族階級のイデオログの一人、А. П. ヴォルインスキイは、農民を逃亡先から連れ戻してみても、彼らが再び自らが拓いた村へ逃亡することに着目し、その開拓村を農民の属する領主に下賜すべきことさえ提案していた。⁽⁶⁰⁾だが、この解決法は逃亡農民の村への執着を、その村の開拓者である点にだけ求めたもので農民の農奴制的抑圧からの解放の希求を、まったく見落したものであった。そして政府の対策も、妥協のない強硬な姿勢を崩すことはなかった。1733年、チェルカッスキイ公の逃亡農民の搜索活動に従事していたジノヴィエフには、次のような指令が下されていた。この逃亡の煽動者、主導者に対して「厳しく制裁をくわえ、容赦なく笞打ち(бить кнутом)、残りを鞭打つこと(бить ватожьем)そして彼らすべての妻子、あらゆる家財とともに、彼らが逃亡してきた旧の住居へ送還すべし。[逃亡農民の送還ののち]残された建物は、なんらの隠れ家もないよう、打ち壊し、焼却すべし」⁽⁶¹⁾と。

(58) Т. П. Бондаревская, Указ. соч. стр. 389-390.

(59) Там же, стр. 391. 同じ例として、彼女は、シンビルスク郷ズナメンスコエ村を挙げているが、こうした形は、むろん前世紀から引き継がれたものである。

Е. И. Ошанина, К истории заселения Среднего Поволжья в XVIIв. «Русское государство в XVIIв.», сб. ст. М., 1960, стр. 66-67.

(60) П. К. Арефиренко, Указ. соч. стр. 105. 貴族階級のイデオログとしての彼の農業論については、同じく, стр. 330-334 参照。

(61) Т. П. Бондаревская, Указ. соч. стр. 390. しかし多くの農民が送還・護送の途中で再び村へ逃げ帰った。そして、1737年、ジノヴィエフの搜索隊が再びここへ向けられた結果、5,816人が捕えられた。

むろんすべての農民がこうした新天地での、領主権力から自由な農業経営を志向し、逃亡＝植民したのではなかった。或るものは、単身あるいは家族だけで逃亡し、より負担の軽いと思われる領主の下で、その農民と対等の条件で働いた。他のものは、どこかの富農の製粉所で働いたり、雑多な農業労働に従事した。また農業との関係を完全に絶ち切るものもでてきた。彼らは、当時勃興しつつあった各種の工場労働者として、漁場で漁夫として、あるいは荷物運搬用河船の人夫として、そして曳船人夫として、雇傭されていった。こうした逃亡形態は、決して無視できる程少数ではなく、商品貨幣経済の発展に呼応して、それは更に多様な形態をうみ出しながら増加していった（初期プロレタリアートの萌芽⁽⁶²⁾）。しかしながら、少なくとも18世紀前半までの逃亡の主要な形は、植民としての逃亡であったのであり、これが前者にとって代わられる時、ロシア社会も一つの質的転換を迎えることになるのだが、これについては別に検討しなければならない。

(62) П. К. Арефиренко, Указ. соч. стр. 103, 111. Т. П. Вондаревская. Указ. соч. стр. 394. 初期プロレタリアートの形成の問題については、代表的研究として、А. М. Панкратова, Формирование пролетариата в России. М., 1963 がある。